

## 農地転用許可（届出）申請について

### （一般事項）

- 1 自己が行う転用は第4条、転用のための権利移動は第5条となります。
- 2 市街化区域で行う転用は届出事案、市街化調整区域で行なう転用は許可事案となります。
- 3 市街化調整区域内の農用地区域における転用は原則として許可になりません。
- 4 届出事案は内容審査後、農業委員会会長専決によりおおむね1週間程度で受理通知書交付となります。受理通知書交付後に転用（所有権移転）可能となります。
- 5 許可事案は農業委員会を経由して申請農地の規模により小樽市長、北海道知事、農林水産大臣のいずれかの者が許可権者となります。
- 6 許可事案は農業委員会総会決定後、許可権者へ進達し、許可権者から北海道農業会議の諮問を経て許可権者による許可の可否がなされた後、農業委員会に通知がされ申請者へ許可書（指令書）交付の手続きの流れになります。そのため小樽市長許可で1か月半～2か月半、北海道知事許可・農林水産大臣許可ではおおむね2か月半の日数がかかります。
- 7 許可書（指令書）交付後、転用（所有権移転）着手は可能になります。交付前の転用（所有権移転）着手は転用違反となり、勧告や回復命令、告発などを検討します。

### （提出書類等）

- 1 許可の場合は、4部（申請人が2人を超える場合には、その超える人数に相当する部数を加えた部数）の申請書提出が必要です。  
届出の場合は、3部（申請人が2人を超える場合には、その超える人数に相当する部数を加えた部数）の申請書提出が必要です。
- 2 代理人（申請者以外の者）が提出する場合は、委任状が必要です。
- 3 申請書は、ステープラー等でつづって提出します。内容審査後に補正等がある場合、来所していただくことがあります。捨印があると簡易な修正もでき、来所いただく回数も減ることになりますので御協力をお願いします。
- 4 本書を一部作成し、それをコピーして使用することもできますが、押印箇所は全ての申請書に必要です。

### （添付書類）

提出書類と同じ部数を御用意ください。

- 1 場所と位置のわかるもの：付近の市街化地図、住宅地図等と地番図、位置図など
- 2 所有者のわかるもの：登記簿謄本全部事項証明書（最近3か月のもの本書1部以外は写しでも可能）
- 3 1,000㎡以上の転用で開発許可要の場合：開発許可証の写し又は申請中の事実がわかるもの
- 4 その他：

- ・申請書の提出を委任する場合：委任状（様式任意）
- ・賃貸借去れている農地の場合農地法第18条第6項の通知書
- ・相続未登記の場合：戸籍謄本や住民票等
- ・土地所有者の登記住所と異なる場合：現住所と登記住所の関係がわかる住民票、戸籍附票
- ・法人の場合：定款、履歴事項全部証明書（最近3か月のもので、写しでも可能）
- ・転用計画書：転用のわかる設計図・図面等

（記載上の参考（4条による転用は不要））

「4 転用計画」欄の「開発許可を要しない転用行為にあつては都市計画法第29条の該当号」とは次の各号を参考に記載してください。

- 1号：市街化区域でその規模が1,000 m<sup>2</sup>未満
- 3号：公共上必要な建築物の建築の用に供する開発行為
- 4号：都市計画事業
- 5号：土地区画整理事業
- 6号：市街地再開発事業
- 7号：住宅街区整備事業
- 8号：防災街区整備事業
- 10号：非常災害のため必要な応急措置
- 11号：通常管理行為、簡易な行為その他の行為で政令で定めるもの

1,000 m<sup>2</sup>以上の転用の場合、開発行為を要するかどうか、事前に担当部局（都市計画課）に御確認ください

\* 詳しくは、農業委員会事務局にお尋ねください。

\* 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所本庁舎別館4階 電話 0134-32-4111  
（内線 538）